

教職員の不祥事防止に関する指針

はじめに

県教育委員会では、これまで様々な施策を通して不祥事防止に取り組んでいるが、未だ根絶には至っておらず、加えて、昨今のコロナ禍により、教育活動が制限され児童生徒等や保護者に大変な不便を強いている中においてもなお、教職員による不祥事が発生していることは極めて憂慮すべき事態である。

児童生徒に範を示し、指導する立場にある本県の公立学校教職員による不祥事案の発生は、県民の教育に対する信頼を大きく損なうとともに、これまで懸命に取り組んできた本県における不祥事防止に向けた取組も水泡に帰するものであり、不祥事撲滅のさらなる取組が必要である。

服務監督権者である教育委員会は、不祥事は「絶対にあってはならないもの」とであると同時に「誰にでも起こりうるもの」との認識の下、職員に常に高い倫理観と強い規範意識を持たせ、公務員としての誇りと自覚を高めなければならない。

管理監督者である校長は、その任を自覚し、公務の内外を問わず所属職員の不祥事は校長がその責めを負うとの覚悟をもって不祥事防止に当たらなければならない。

教職員は、校長のその覚悟を感じ、自らを厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚して行動するものとする。

こうした相互の信頼関係が組織の一体化につながるとともに、風通しの良い職場づくりにより不祥事の根絶が実現できるものと確信する。

本指針は、不祥事防止のための本県教育委員会、市町村教育委員会、学校校長及び教職員がそれぞれに担う責務を明確にするとともに、本県から不祥事を起こさないための総合的な方策を定めるものである。

令和4年3月15日 福岡県教育委員会教育長 吉田法稔

第1 基本方針

- 1 不祥事防止に関する施策は、教職員による不祥事が県民の教育行政や学校に対する信頼を著しく損なうものであり、とりわけ児童生徒等の心身の健全な発達に影響を及ぼす問題であるという基本的認識の下に行わなければならない。
- 2 不祥事防止に関する施策は、児童生徒等が教職員や学校を信頼し、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、教職員に高い倫理観と強い規範意識及び教育公務員としての誇りと自覚を持たせることを旨として行わなければならない。

第2 福岡県教育委員会の責務

福岡県教育委員会は第1に定める基本方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、任命権者として、また県立学校職員の服務監督権者として、教職員による不祥事防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第3 市町村教育委員会の責務

市町村教育委員会は、市町村立学校職員の服務監督権者として、基本方針にのっとり、福岡県教育委員会と連携しつつ、教職員による不祥事防止に関する地域の実情等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

また、不祥事と思しき事案が発生したときは、学校、警察等関係機関と連携し、事実関係を調査の上、必要な措置を講じなければならない。調査の結果、懲戒処分が相当と考えられる事案については、速やかに福岡県教育委員会に報告しなければならない。

第4 学校長の責務

学校長は、基本方針にのっとり、所管する教育委員会の指導の下、公務の内外を問わず所属職員の不祥事は校長がその責めを負うとの覚悟をもって、不祥事を起こさない、起こさせない組織風土を醸成するとともに、当該学校に在籍する教職員による不祥事が発生したと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第5 教職員の責務

教職員は、基本方針にのっとり、法令を遵守するとともに、教育公務員としての高い倫理観と強い規範意識を保持し、自身が決して不祥事を起こすことがないように絶えず自らを律する責務を有する。

第6 懲戒処分等

- 1 懲戒処分が相当と考えられる事案については、福岡県教育委員会が学校、警察等関係機関と連携し、事実関係を調査の上、別途定める懲戒処分の指針に基づき、厳正に対処する。
(市町村立学校職員の事案については、第3による市町村教育委員会からの報告を基に行うものとする。)
- 2 1により懲戒処分を行ったときは、福岡県教育委員会は速やかに報道機関に対し、懲戒処分に関する情報を提供する。併せて、福岡県ホームページにその情報を掲載し、広く県民に知らせる。
- 3 福岡県教育委員会は懲戒処分事案が発生した要因を調査・分析し、第2に定める施策の有効性を検証する。また、市町村教育委員会が第3に示す適切な施策を構築できていないと判断される場合には、市町村教育委員会に対し必要な指導・助言を行う。

第7 不祥事根絶に向けた総合的な方策

第2に定める施策は次の三つの柱で構成する。施策は、国の方針や本県及び他県で発生した不祥事の状況、第6の検証等を踏まえ総合的に勘案し、必要に応じて見直す。また、福岡県教育委員会は、施策の趣旨、内容等を県立学校、市町村教育委員会へ通知し、周知徹底する。

柱1 不祥事防止のための組織体制の強化

柱2 教職員に求められる高い倫理観の保持・向上

柱3 不祥事防止のための職場内の環境(システム)整備

不祥事根絶に向けた総合的な方策

柱1 不祥事防止のための組織体制の強化		
不祥事防止担当部署の設置	県教育委員会内に不祥事防止を担当する服務監察班を設置。	
福岡県不祥事防止対策推進会議の設置	県教育委員会と市町村教育委員会が県費負担教職員の不祥事案について課題の共有を図り、実効性のある不祥事防止対策を推進。	
不祥事防止推進リーダーの選任	各学校における不祥事防止の取組の推進者を選任。	○
【新】不祥事における管理職の責任の明確化	教職員への職務上の指導を怠った場合等には、懲戒処分の指針に基づく懲戒を含め、厳しく管理職の責任を問うこととし、これを通達に明記。	
メンタルヘルス相談窓口の設置	心に不安や悩みを抱えている職員に対し臨床心理士、心療内科医等によるカウンセリングを実施。	
柱2 教職員に求められる高い倫理観の保持・向上		
【新】新たな研修資料を活用した所属研修の実施	飲酒運転やわいせつ行為などの不祥事類型別のチェックリストや校長としてのチェックポイント、事例研究ワークシートを活用し、実効性のある研修を実施。	○
【新】専門的知見を取り入れた研修コンテンツの作成	大学教授等の協力のもと、交通心理学等の観点から不祥事発生メカニズムの解析や効果的な対策をまとめた研修コンテンツの作成。	
【新】県教育長等による学校訪問・訓示	教育長をはじめとする幹部職員が学校を訪問し、直接不祥事防止の徹底を訓示するとともに、再発防止の取組・改善点を確認（市町村立学校に対しては所管する教育委員会と連携して実施）。	○
学校長による個人面談の徹底	学校長が不祥事根絶について職員一人一人に語りかけるとともに、職務上及び私生活上の課題を把握し、悩み等に対する的確な助言の実施。	○
不祥事防止webページの開設・更新	県教育委員会ホームページに不祥事防止リーフレット、関係通知、懲戒処分の指針、不祥事防止研修資料等を掲載し、有益な情報を提供。	
柱3 不祥事防止のための職場内の環境（システム）整備		
風通しの良い職場づくり	日頃の悩みを気軽に相談しあい、気になる点は職員同士がお互いに指摘しあえるような、明るく風通しの良いやり甲斐のある職場づくりを行う。また、朝の挨拶等に加え、学年や教科単位での「5分間ミーティング」等を実施。	○
飲酒運転撲滅に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「飲酒運転をしないための3つのルール」の遵守 ・飲酒運転防止ステッカーの配布、貼付 ・ハンドルキーパー運動の推進 ・飲酒運転撲滅スタンドの設置 ・飲酒運転撲滅に関する宣誓書への署名 ・出勤時のアルコール検査を随時実施【新】 	○
適正飲酒に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒習慣に関する診断の実施 ・医療機関への受診勧奨 ・アルコール依存症又はその兆候のある職員への支援 	○
【新】教職員のSNS等利用に関する基本方針の策定	SNS等による児童生徒との一対一での連絡を禁止。	○
【新】複数指導体制の確立	教科担任制や複数担任制等による複数指導体制を確立することで、個々の教職員の課題や悩み等の共有を図るとともに、適切な生徒指導を推進。	○

【新】・・令和3年度からの新たな取組

○ ・ ・ 市町村においても地域の実情等を踏まえ適切に対応することを求める施策